

00543

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目

次

◇告示 結核予防法による医療機関の指定
 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
 土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書
 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第六百一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した

から、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月十九日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年 十一月一日 水谷 医院

倉吉市仲ノ町七七 水谷 千弥

門脇 産婦人科 七三八番地

フクミツ 医院 二三九番地

横田四五二 吉長 忠義

吉長 番地の三 境町二丁目

増田耳鼻咽喉科 境町二丁目

宮川町 増田 照

鳥取県告示第六百二号

昭和三十八年九月二日付けで鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供

